

# くらしの情報

## 7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日(予定)です

### 選挙に投票できる人、できない人

投票できる人は、次の要件に該当する人で、選挙人名簿に登録されている人です。

年齢要件  
平成5年7月22日までに生まれた人

住所要件  
平成25年4月3日以前から市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人

ただし、選挙犯罪などにより選挙権が停止されている方は投票できません。  
※公職選挙法の改正により、今回の選挙から成年被後見人の方の投票が可能となります。

### 投票所の変更について

耐震工事のため、期日前投票所、山加積投票所が変わりますのでご注意ください。

- ★期日前投票所  
市民会館1階ロビー
- ★市民交流プラザ  
2階市民交流センター
- ★山加積投票所  
山加積コミュニティセンター
- ↓和光保育園

### 期日前投票

投票日に、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。

※市民会館が耐震工事のため、今回は市民交流プラザに変更します。

とき 7月5日(金)～20日(土)  
午前8時30分～午後8時  
ところ 市民交流プラザ2階  
市民交流センター

※入場券または身分証明書を持参してください

### 不在者投票

遠方へ長期出張している方、

### 投票所と投票時間

投票時間 午前7時～午後8時  
(東加積第2投票所は午後4時まで)

投票区名	投票所
滑川東部第1	あずま保育所
滑川東部第2	勤労青少年ホーム「青志会館」
滑川西部	市民会館分館 コミュニティホール(西コミ)
浜加積	浜加積地区福祉センター
早月加積	早月加積幼稚園
北加積	北加積幼稚園
東加積第1	東加積コミュニティセンター
東加積第2	養輪集落センター
中加積	中加積地区公民館
西加積第1	西加積地区公民館
西加積第2	上小泉保育園
山加積	和光保育園

### 選挙公報

滑川市に住み始めて間もない方、また、身体に重度の障がいのある方などが利用できる不在者投票制度があります。詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。  
なお、手続きには、日数がかかりますので、お早めにお願います。

### 選挙公報

7月中旬ごろに新聞折り込みにて配布します。北日本、富山、北陸中日、読売、朝日、毎日、日本経済、産経の8紙に折り込まれます。新聞未講読などの理由により郵送を希望の方は、

### 開票所の変更について

開票所については、従来、市民会館大ホールで行っていましたが、耐震工事のため、今回は農村環境改善センター(野町1684番地1)に行います。

### インターネット選挙解禁

公職選挙法の改正により、今回の選挙から、インターネットなど(ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS、動画共有サービスなど)を利用した選挙運動のうち、一定のものが解禁されることとなりました。

詳細については、総務省ホームページをご覧ください。

▼問合せ先  
選挙管理委員会  
(内線216)



### 消防署より

(☎475-0180)

### 水の事故に注意

海や川へ転落、水害で流された時の対処法

水の事故のほとんどは、服を着た状態で起きています。もし、服を着た状態で水に落ちてしまったら、慌てずに次のような行動をとりましょう。  
①ペットボトルやランドセルなど浮力のある物につかまって浮いている。  
②背浮き(大の字)の状態になって、呼吸を確保して浮いている。

★次のような行動は危険です。  
助けを求めようとして、手を振る  
↓腕の重みで沈みます。  
↓「助けて」と声を出す  
↓肺の空気が失われて沈みます。



★溺れている人を発見したら、陸にいる人は119番後、ペットボトルを投げ入れるなどしてください。また、救助には入らないでください。

消防署では、119番を覚知してから約10分程度で、水面に浮かんでいる溺者を救助する体制を整えています。焦らずに、浮いて救助を待っていてください。



### 夏季消防総合訓練

とき 7月7日(日)  
午前5時から

ところ 杉本地内  
杉本公民館付近一帯  
この訓練では、午前5時に市内全域にサイレンが鳴ります。

また、消防車や救急車がサイレンを鳴らして走りますので、火災や事故と間違えないようご注意ください。

### 消防団実戦操法大会

とき 7月7日(日)  
午前6時から

ところ 消防署グラウンド  
消防団対抗実戦操法大会を行います。皆さんの観覧を、お待ちしております。

### 海難救助訓練

とき 8月1日(木)  
午前10時～11時

ところ 常盤町二区公民館付  
近海岸一帯

## 年金



内容 海難事故により負傷者が発生したとの想定で、救助訓練を実施します。消防艇などが出動しますので、ぜひ見学にお越しください。

### 障害基礎年金の受給者の方へ

●障害基礎年金の受給者の方へ  
①20歳前の障がいにより障害基礎年金を受給されている方  
②障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金を受給されている方は、毎年7月が「現況届」の提出月です。7月初旬に日本年金機構富山事務センターから現況届が送付されますので、必要事項を記入し、7月31日(水)までに市民課年金窓口へ提出してください。

診断書付きの現況届が送付されてきた方は、医師に診断書を記載していただいた上で、現況届と一緒に提出してください。  
※現況届の提出がなかったり

遅れたりした場合は、年金の支払いが一時差し止めとなりますので、ご注意ください。

※①・②の年金が全額支給停止になっている方や受給し始めてから1年を経過していない方は、提出の必要がありませんので現況届は送付されません。

①・②以外の障害年金を受けている方は、誕生月が現況届の提出月となります。

※申告義務のある方で所得の申告をされていない場合は、必ず申告をしてください。

▼問合せ先  
市民課(内線314)

●国民年金保険料免除制度をご存じですか  
経済的な理由などから国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得で審査されます。申請する年度または前年度中の失業などにより特例の承認が受けられることもあります。

承認期間は7月から翌年6月までで、原則毎年度の申請が必要となります。

※申告義務のある方で所得の申告をされていない場合は免除になりませんので、ご注意ください。

### 持ち物

年金手帳(または基礎年金番号通知書)・印鑑・失業特例による申請の場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し

### 保険料の追納について

保険料の免除を受けた期間は、保険料を全額納付したと見なされ、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。このため、この免除承認期間について10年以内であれば後で古い期間から順に保険料を納めること(追納)ができます。追納する場合は、保険料免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納すると、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

### 持ち物

年金手帳(または基礎年金番号通知書)・印鑑  
▼手続き・問合せ先  
市民課(内線314)  
魚津年金事務所  
(☎0765-241494)